

下関北都市計画特定用途制限地域の変更（下関市決定）

下関北都市計画特定用途制限地域を次のように変更する。

種 類	面 積	制限すべき特定の建築物 の用途の概要	備 考
特定用途制限地域 (低層専用住居地区)	約 5ha	・建築基準法別表第二（い）項に掲げる建築物以外の用途に供するもの	第一種低層住居専用地域と同様の制限とする。
特定用途制限地域 (中高層専用住居地区)	約 12ha	・建築基準法別表第二（に）項に掲げるもの	第二種中高層住居専用地域と同様の制限とする。
特定用途制限地域 (一般住居地区)	約 67ha	・建築基準法別表第二（ほ）項に掲げるもの	第一種住居地域と同様の制限とする。
特定用途制限地域 (近隣商業地区)	約 6ha	・建築基準法別表第二（り）項に掲げるもの	近隣商業地域と同様の制限とする。
特定用途制限地域 (沿道ふれあい地区)	約 20ha	・建築基準法別表第二（り）項に掲げるもの ただし、以下を除く。 ・キャバレー、ダンスホール等 ・工場で作業場の床面積が300㎡以内のもの	—
特定用途制限地域 (準工業地区)	約 17ha	・建築基準法別表第二（る）項に掲げるもの	準工業地域と同様の制限とする。
特定用途制限地域 (田園住宅地区)	約 18,512ha	・事務所、店舗、飲食店等の床面積の合計が 3,000㎡を超えるもの ・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・キャバレー、ダンスホール等 ・個室付浴場業に係る公衆浴場等 ・準工業地域で容認されない工場、危険物の貯蔵又は処理に係る施設 ・工場で作業場の床面積が10,000㎡を超えるもの	—
合 計	約 18,639ha	—	—

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

注：規制すべき特定の建築物の用途の詳細は、「下関北都市計画特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例」による。